

## 救助犬の出動に関する協定書

久喜市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人レスキュードッグ関東（以下「乙」という。）とは、救助犬の出動に関し、次のとおり協定する。

（業務内容）

第1条 この協定による業務は、久喜市内の災害現場において、甲が救助活動のため救助犬の出動が必要であると認めた人命等捜索活動とする。

（出動要請）

第2条 甲は、前条の活動が必要であると認めた場合は、乙に対し、救助犬の出動を文書等により要請するものとする。

2 救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び捜索範囲等を考慮し、その都度甲及び乙で協議するものとする。

3 乙は、第1項の規定による出動の要請を受けたときは、速やかに出動をするものとする。

（業務等の実施）

第3条 乙は、救助犬とともに出動したときは、甲若しくは甲が指名した現場指揮責任者の指揮のもとに人命等捜索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、甲の現場指揮責任者が人命等捜索活動の終了を告げたとき、又は救助犬による人命等捜索活動の続行が不可能となったときとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務の終了後、甲に対して当該業務に係る費用を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、業務内容等を精査確認し、30日以内にその費用を支払うものとする。

（災害現場等における損害等）

第6条 この協定に基づく救助犬の業務に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、甲の責めに帰する場合を除き、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（防災訓練への協力）

第7条 乙は、甲が主催又は指定する防災訓練への参加について、積極的に協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ実施細目で定める。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成19年6月18日

甲 埼玉県久喜市大字下早見85の3  
久喜市  
久喜市長

乙 埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字三箇759-3  
特定非営利活動法人 レスキュードッグ関東

